

中野区教育委員会会議録

平成30年第3回定例会

平成30年1月26日

中野区教育委員会

平成30年第3回中野区教育委員会定例会

○日時

平成30年1月26日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時10分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

○出席職員

教育委員会事務局次長 横山 俊

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 高橋 昭彦

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 石原 千鶴

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 立花 加奈子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○傍聴者数

25人

○議事日程

[議決事件]

- (1) 第4号議案 中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について
- (2) 第5号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について

[協議事項]

- (1) 陳情の取扱について（子ども教育経営担当）

[報告事項]

- (1) 教育長及び委員活動報告

- ① 1月19日 平成28年度・平成29年度中野区教育委員会「学校教育向上事業」
研究指定校研究発表会（緑野中学校・緑野小学校・北原小学校）

- (2) 事務局報告

- ① 区立学校の儀式的行事等について（学校教育担当）
- ② 平成29年度児童・生徒の携帯電話、スマートフォン、通信機能付き携帯ゲームの利用状況等に関する調査結果について（指導室長）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第3回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、伊藤委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<議決事件>

田辺教育長

議決事件、第4号議案「中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について」を上程いたします。

なお、本件は私、教育長の給料等に係る案件になります。これは自己の一身上に関する事案に該当することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、私、教育長は本議事について教育委員会の会議に出席することができませんので、ここで一時退室をいたします。退室後の教育委員会の会議の進行は、教育長職務代理者の小林委員が、引き続き会議を主宰します。

それでは、小林委員に会議の進行を引き継ぎいたします。

(教育長 退室)

小林委員

教育長職務代理者の小林でございます。ただいま、教育長が退室されましたので、職務代理者として会議の進行を行います。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

副参事(子ども教育経営担当)

第4号議案について、補足説明をいたします。

第4号議案は、中野区特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、教育長の給料等を改定するに当たり、中野区長等の給料等に関する条例の一部改正を行うために提出させていただいたものでございます。

改定内容でございます。一つ目に、給料月額について、87万8,100円を87万9,200円に改定いたします。二つ目に、期末手当の支給割合について、6月支給分、100分の162

を100分の167に、12月支給分、100分の166を100分の171に改定いたします。三つ目に、平成30年3月支給分の期末手当の特例措置につきまして、給料月額の変更に伴う差額調整のため、平成30年3月支給分の期末手当の支給割合について、100分の25を100分の36.35といたします。

施行期日でございますが、平成30年3月1日でございます。新旧対照表をご用意させていただきました。下線の部分が変更部分となります。

今後のスケジュールでございます。本件可決後、区長へ意見の回答をいたします。その後、平成30年区議会第1回定例会に一部改正条例案を提出いたします。

以上でございます。

小林委員

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

区長等の給料の改正ということですが、これは何年かに一度とかいうような定時的なものなのでしょうか。ちょっとその部分を教えていただければと思います。

副参事(子ども教育経営担当)

毎年度、特別区報酬等審議会に諮問いたしまして、答申を得て改定するものでございます。

小林委員

ほかにご発言はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、なければ質疑を終結いたします。

簡易採決の方法で、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第4号議案を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

それでは、本件議事が終了しましたので、教育長は入室をお願いいたします。

(教育長 入室)

小林委員

教育長が着席されましたので、会議の進行を教育長に引き継ぎいたします。お願いいたします。

田辺教育長

それでは、私が引き続き会議を進行させていただきます。

議決事件、第5号議案「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について」を上程いたします。提案の説明をお願いいたします。

副参事(学校教育担当)

それでは、第5号議案「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について」を補足説明いたします。

まず、提案理由でございます。幼稚園教育職員の扶養手当の額等を改める必要があるためでございます。

それでは、補足資料をご覧ください。補足資料の「幼稚園教育職員の給与（扶養手当）の改定について」に沿ってご説明させていただきます。まず、この改定ですが、平成29年特別区人事委員会給与等勧告による職員団体との交渉妥結結果に基づきまして、扶養手当の支給額を改定するものでございます。

改定する時期でございます。平成30年4月1日です。

次に、改定する内容でございます。扶養手当の毎月の支給額をこの表のとおり、配偶者につきましては現行1万3,700円を、平成30年度は1万円に、平成31年度には6,000円に改定いたします。また、配偶者を欠く第1子につきましては、平成29年度から継続する場合につきましては、現行の1万3,700円を1万1,500円、平成31年度は1万3,000円に改定いたします。同じく、配偶者を欠く第1子で、30年度に新規に該当する方につきましては平成30年度1万円、平成31年度に9,000円になります。また、子につきましては現行6,000円を、平成30年度に7,500円、平成31年度に9,000円に改定いたします。父母等につきましては現行6,000円を、平成30年度6,000円、平成31年度も6,000円で同じ額といたします。

なお、配偶者を欠く第1子、今年度からの継続につきましては、35年まで経過措置というところで1万3,000円が35年度まで続くこととなります。また、子の年齢が15歳から22歳に当たり特定期間につきましては、上記の額に4,000円を加算するものでございます。

また、改定する規定といたしまして、この本条例を区議会第1回定例会に提出いたします。

私からの説明は以上です。

田辺教育長

ただいま上程中の第5号議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

今の説明、よく理解できたのですけれども、平成31年度で支給額が下がっている部分があるのですけれども、これはどういった理由なのでしょう。

副参事(学校教育担当)

今回の見直しの趣旨につきましては、子について充実させると。その原資となるものについて、配偶者から原資を子に回すというのが主な趣旨となっております。

田中委員

そうすると、ある家庭で見たら全体としては決して下がっているということではないと理解していいのでしょうか。

副参事(学校教育担当)

家族構成にもよりますけれども、繰り返しになりますけれども、子どもがいる家庭を充実させていきたいというのが趣旨となっております。

田中委員

わかりました。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにごありますか。

渡邊委員

今の説明で少し。30年度だと、配偶者に1万3,700円が1万円に変わりますよね。配偶者ではなくて子にということであれば、配偶者がいらっしゃらなくてお子さんがいらっしゃるということであれば、これも1万3,700円から1万1,500円に下がっているの、実際には子どもに対して手厚くという表現だとこの表からは読み取れないので、もう少し詳しい説明をいただけないでしょうか。

副参事(学校教育担当)

子について見ていただきますと、現行が6,000円になってまいります。この6,000円が31年度以降、9,000円に行くというところで、この「子」につきましては15歳から22歳に当たる特定期間につきましては4,000円を加算いたしますので、例えば30年度、7,500円に4,000円を加算する額が1万1,500円となります。この額が子どもの額ということになりますので、配偶者を欠く第1子で今年度高かった方、1万3,700円からのものにつきましては、この上限に合わせて1万1,500円とすることになってございます。

同じような考え方で、31年度以降は9,000円に加算部分の4,000円を加えまして1万3,000円。それと同じ額が配偶者を欠く第1子になると。この部分につきましては、いわゆる激変緩和というところでこの制度を設けてございます。ですので、配偶者の方、30年度の新規の方につきましては激変緩和ということではないことから、現行の1万3,000円を1万円、そして最終的に、子どもの額を9,000円で統一するというものでございます。

ですので、先ほど経過期間で35年まで1万3,000円ということもあるのですが、35年以降につきましては、子どもについては一律9,000円で横引きをしていくという改定になってございます。

渡邊委員

申しわけありません。なかなかこの表だけで全てを説明するのは難しいとは思いますが、実際にはこういった特別区の人事委員会の給料勧告と職員団体との交渉ということなので、必ずしも不利益になっているものではないとは思っています。全体的には実際にお子さんのいる家庭においては、見せかけ上、少し減ったのではないかと思うのですが、そういうことではないということで、むしろ手厚くなったと判断してよろしいのでしょうか。

副参事(学校教育担当)

子についての人数によると思うのですが、そういった意味では子育て家庭に対して充実させていったと。子どもが多くいる方につきましては、その分、加算額がふえていくので、そういった意味で手厚くなっていると思ってございます。

渡邊委員

ありがとうございました。

田辺教育長

ここで傍聴の許可についてお諮りします。

教育委員会の会議における傍聴人の数については、中野区教育委員会傍聴規則第30条により20人以内と定められています。本日は傍聴を希望される方が20人を超えたので、同規則第3条ただし書の規定より、20人を超えて傍聴することを認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ありませんので、20人を超えて会議を傍聴することを認めることに決定いたします。

した。

会議を続行いたします。

ほかにご発言はございませんか。

伊藤委員

先ほどのご説明の中で「配偶者を欠く1子」と普通の「子」というのは、結構違いがあるわけではないですか。その違いについて、特定期間の4,000円の加算と同じぐらいの額ということで、その目安で加算されているというご説明だったかと思ったので、「配偶者を欠く1子」の平成30年度新規の場合に、平成31年度に9,000円という形で普通の「子」と値がそろっているの、「配偶者を欠く1子」についての何がしかの加算というのはそこでなくなるという理解でいいのかなと思ったのですが、もしそうであるならば、その理由について言っていただけるともっとわかりやすいかなと思ったということです。

副参事(学校教育担当)

お子様については一本化していくというのが今回の趣旨でございます。ですので、最終的にはお子様につきましては9,000円ということで統一していきます。その過程におく激変緩和、経過措置というところで「配偶者を欠く1子」につきましては、段階的な変化をさせていくということでございます。

伊藤委員

一本化することの理由みたいなことはお聞きしましたか。それと、その「配偶者を欠く」ということの実質的な意味は。

副参事(子ども教育経営担当)

そもそも、配偶者のものを減額していくということから、その「配偶者を欠く」ということについても特段そこについて特別なものをおくことはしないということで、趣旨としては、子どもに対して手厚くしていきたいというところから、そういった見直しをしていくということでございます。

伊藤委員

わかりました。ありがとうございます。

田辺教育長

ほかにごございますか。よろしいですか。

なければ、質疑を終結します。

それでは、簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第5号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

田辺教育長

続きまして、協議事項に移ります。

「陳情の取り扱いについて」を協議します。初めに、事務局から陳情の内容について、説明をお願いします。

副参事(子ども教育経営担当)

平成29年12月19日付で受理した陳情の内容について、ご報告いたします。

陳情書の写しをご覧ください。「中野区教育行政区民参加条例に基づく教育委員と区民の定期的な対話を求める陳情」でございます。

陳情者は、中野子どもと教育を守る区民の会賛同者328名でございます。

陳情の趣旨は、中野区教育行政における区民参加に関する条例に基づく、その具体的な実施方法として教育委員と区民の定期的な対話の実施をすることでございます。

理由につきましては、陳情書写しに記載のとおりでございます。なお、平成30年1月18日に、当該陳情に関しまして賛同者として53名の署名を追加で受理いたしました。署名については、個人情報に当たりますので割愛させていただいております。

以上でございます。

田辺教育長

ただいま事務局から、陳情の内容についてご説明をいただきました。

初めに、陳情の内容に関してご質問等ございますでしょうか。

田中委員

この陳情要旨のところにありますけれども、中野区教育行政における区民参加に関する条例の中で、区民との定期的な対話というのは具体的にはどのような形で定められているのか、教えていただければと思います。

副参事(子ども教育経営担当)

初めに、中野区教育行政における区民参加に関する条例の目的でございますが、教育行政に区民の意思が適切に反映されるべきであるとの認識に基づきまして、区民参加の原則

を確認し、よりよい教育を実現すると掲げてございます。

また、区民参加の仕組みといたしまして、施策や事業の内容、性質、重要性等に応じ、審議会・協議会等の設置、校長会・対話集会等の開催、意向調査の実施、その他の適切な形態及び方法によるものを仕組みと想定してございます。対話につきましては、一つの形態・方法として例示がございます。

以上でございます。

田中委員

今の説明を聞いていると、区民参加の仕組みとして対話集会という方法が条例の中に記載があると理解してよろしいのでしょうか。

副参事(子ども教育経営担当)

区民参加の仕組みとして、対話集会という方法があるということでございます。

田辺教育長

そのほか、ご質問ございますでしょうか。

伊藤委員

今、対話集会ということがあったのですけれども、現在の教育委員会ということでこの条例に基づいて、実際にはどういうふうな区民参加の取組というのがあるのかを教えてくださいなだけだと思います。

副参事(子ども教育経営担当)

ただいまの条例のほか、中野区自治基本条例に基づきまして、中野区教育ビジョン、子どもの読書活動推進計画、施設建設などの教育行政に関する施策・計画等の策定に当たりましては、区民との意見交換会またパブリック・コメント手続による区民からの意見聴取を実施しているところでございます。

教育委員会の定例会におきましては、会議の傍聴、また会議資料及び会議録の公開を行っており、定例会の開会ごとに傍聴者の意見提出の受け付けも行っているところでございます。

また、地域での教育委員会、夜の教育委員会の会議、こちらは年3回でございますけれども、傍聴者から直接の意見をいただく機会を設けているところでございます。そのほか、教育長、教育委員との対話の実施につきましては、毎年度、小中学校の児童及び生徒との意見交換会を実施しております。その機会を通じまして、教育の現場を知ることや小中学校の児童生徒の保護者との懇談を設け、教育に関する意見・要望を伺うことも実施して

おります。

以上でございます。

伊藤委員

対話集会でない形でも、そういった形で夜の教育委員会とか学校のほうに出向いての意見交換ですとか、様々な機会があるのかなということがわかったのですが、もう一つお尋ねしたいのは、そういうものはきちんと周辺の地域の方々に周知ということで工夫とか、きちんと周知されて参加しやすいようになっているとか、そのあたりももし工夫があれば教えてください。

副参事(子ども教育経営担当)

こういった機会につきましては、区のホームページ等で周知をいたしております。区民からこうした機会を知ってもらえるように、また、学校での機会に関しましては学校を通じての周知等も行っているところでございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにご質問ございますでしょうか。

それでは、この陳情に関しまして、各委員からご意見を伺いたいと思います。

ご発言はございますか。

渡邊委員

ただいま事務局から説明がありましたように、教育に関する施策や計画などについては、一般の区民の方々と今までも意見交換が行われてきているところでございますけれども、そのほかに学校当事者である児童またPTAの方、保護者の方々、先生方と私たち教育委員が直接定期的に対話する機会はなかったわけではないとは感じているのですけれども、そういった意見交換会は教育行政を進めていくのに関しては、極めて重要であり、役に立っているのではないかと私は思っております。

田辺教育長

そのほか、ご意見等ございますでしょうか。

小林委員

今、お話の中で、夜の教育委員会であるとか地域における教育委員会等で傍聴の機会を設けているということで、これは直接ご意見を伺うという点ではそれなりに区民の参加条例の趣旨にのっとったものと認識していますし、私は細かく調査しているわけではございませんけれども、ほかの地域をいろいろ見聞きしても中野区はかなり先進的に進んでやって

いきているなどは思うのですね。

ただ、一方で、例えば傍聴者の発言とはいうものの、設定されたテーマに関してのご意見を伺うということですので、例えばテーマ以外となるとなかなか自由には物が言えないという危惧というか、そういう配慮も必要かなと思うので、今後、例えば夜の教育委員会とか地域の教育委員会の傍聴における発言を続けるとすれば、テーマ設定に関してどういうテーマで行うのかということ、これまではある程度、教育委員会の判断というか今の直近の教育課題、特に児童生徒にとって直接大きくかかわりのあるものを優先して取り上げていたわけですが、もしかしたらそれ以外にもいろいろあるかもしれませんので、そういったテーマ設定に関して配慮していくということも今後は検討していく必要があるかなとは感じました。

それから、もう一つ、毎回いろいろご意見をいただくという意見用紙というのですか、そういうのを私たちもしっかり見て、場合によってはこういったいろいろな打ち合わせの中ででも取り上げて、こういう意見が来たけれどどうかということで検討をやるしているわけですが、さらに今後そういったご意見をいただいた場合に、全てを回答するというのはなかなか仕組みとして難しいかもしれませんが、どう生かしていくかという仕組みというのでも検討していく必要があるのかなとは感じました。

ですから、今の制度で幾つかやっているものを、少し見直していくことも重要かなと考えております。ただ、では今の制度で不足なのかというと、それはそれで一定評価されるものがあると思いますので、私の考えとしては、今後どういう形でやっていくかというのは更にいろいろ検討していく必要があるかなとは思いました。

田辺教育長

ありがとうございます。ほかにご意見ございますでしょうか。

田中委員

区民参加というのは、広く区民の方たちから意見をいただいて、それを教育行政に生かすという意味で大事だと思います。

ただ、今、事務局からの説明を聞いていますと、集会以外にも様々な生徒さんからの話を聞いたり、いろいろな機会があるという意味では区民参加が適切に行われているのかなと感じるところです。

ただ、今、小林委員とか渡邊委員がおっしゃったように、現行の中で工夫すべき点は工夫していくことが必要かなとは感じました。

以上です。

田辺教育長

そのほか、ございますか。

伊藤委員

地域の方が教育に心寄せてくださって、いろいろと活動してくださるということは本当にすばらしいことだと思っているのです。学校を応援していただくということでも、子どもを応援していただくということでも、本当に貴重なことだと思っています。そういった地域の方の応援というのが、中野区の教育の特質というか、良さをつくっているのではないかと感じるのです。

また、子どもたちということを考えますと、中野区は校区に分かれていますし、その校区の中で子どもたちがどんな暮らしをしているのかというのは時代とともに変わっていき、子どもたちの心も変わっていくというところがあるので、おそらく各学校で学校公開とかもされていると思いますので、この条例とは関係ないのだと思うのですが、そういった機会も、教育現場のオープンな教育というところでなされているのかなと思っています。パブリック・コメントにせよ、何にせよ、そういうことがあるよということがしっかりと地域の方に伝わらないと、地域の方も意見を言える場が少ないのではないかとお感じになるのは当然のことだと思うので、ぜひホームページだけではなくて、おそらく区報とかでも周知されているのかと思うのですが、地域の町会の活動ですとかいろいろな活動と連携する形で、学校公開も含めて学校とか子どもに末端のところ、きちんと事実に基づいて、子どもたちの暮らしに密着する形でのサポートのネットワークが緩やかに広がることがあればいいのかなと思っています。また、工夫のできる点があったら、現行の制度ももっと活用しやすいものにしていただけたらと思っております。

以上です。

田辺教育長

ほかにごございますか。

小林委員

こういう陳情を改めて読ませていただいたりすると、今、伊藤委員が言われたように教育に対して熱い思いを寄せていただくこと、それは非常にありがたいことかなと思います。こういった対話集会的なもの、一つの手法として先ほど事務局からも当然手法としてあるということですので、私はこれは真摯に受けとめていく必要があると思うのですが、た

だ、もしこういう形で受けるとすれば現行の制度をどうしていくかという、例えば、あれもこれもというのではなくて、見直していく必要があると思うのです。できるだけ多くの意見を言う機会があればいいという考え方もあると思うのですけれども、様々な仕組みづくり、それから今、伊藤委員が言われたように各学校においてもいろいろな学校公開その他でも意見が吸い上げられる仕組みもあるので、スクラップ・アンド・ビルドという言い方はしたくないのですけれども、あまり増やすのではなくて、質的なものの向上という点では、今回の陳情というのは今まで中野区がやってきた様々な仕組みを見直していくいい機会になるのではないかなと思うのです。

ですから、そういう点では最終的にこれをどう決着するかというのはともかくとして、いずれにしてもそういう区民の意見をどういうふうに反映していくか。例えば、対話集会をやるにしても、実際に多くの方々の意見を公平に吸い上げることができるのかとか、そういう仕組みも相当慎重に検討していく必要があるのかなと私は思っています。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

今回、本当に多くの傍聴の方に出席いただきました。

本日の議題と協議事項の内容を見ると、いかに区民の方が今回の陳情に対して関心を持っているかということのあらわれではないかなと思います。この点については、小林委員が言ったように、意見を吸い上げる仕組みのあり方について真摯に受けとめる必要があるのだろうとは考えております。

事務局から説明がありましたように、私たちとしても区民に開かれた教育委員会を示すためというか、あらわすためにいろいろと工夫を重ね、小林委員の発言の繰り返しになりますけれども、その点は区民のニーズに合った集会や話し合い、意見交換会が持たれていなかったのかということについては、もう一度私たちとしても検討する必要があるのかなとは思っております。

ただ、私たち教育委員会は、中立であって公正であって公平であるということが大前提となります。今まで少しだけ気になっていたところは、集会を開いても集まる数が少なかったりとか、声の大きい方の声ばかりが届くということでは決して公平、公正であり中立であるとはなかなか言えない。そのあたりを十二分に考えて、多くの、本当にそれぞれの方の意見が正しく聞き取れる形で工夫できないかということは教育委員会として今後十二分

に検討していきたいなと考えます。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ここで今、いただきましたご意見をまとめさせていただきたいと思います。

教育委員会では、過去の経過におきましても教育委員との対話集会を開催した事例もございます。現在におきましても、施策や計画等の策定に当たりましては、意見交換会やパブリック・コメント手続の仕組みを整えているところです。

また、教育委員会の定例会では、毎回区民の方から意見聴取の手段を確保していることから、教育委員を初め、教育委員会全体で区民の声を十分にいただいていますし、教育行政の意思形成にも寄与していると皆さんお考えだったと思います。

ただいまの協議の中では、新たな定期的な区民と教育委員との対話集会の機会ということについて、積極的なご意見はございませんでしたけれども、今の制度の中の工夫でありますとか、具体的にはテーマ設定の工夫ですとか、PR広報の工夫、それから制度の運用上の改善・工夫というご意見もいただいたところで、これらの運用について区民参加の充実を図っていききたいと思いますし、渡邊委員がお話しになりました公平・公正・中立という原則のもとに、より多くの区民の方からご意見をいただける機会をこれからも工夫してまいりたいと考えています。

それでは、事務局には本日の協議結果について、陳情者へ回答するように指示したいと思えます。

本協議については、終了させていただきます。

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

続きまして、報告事項に移ります。教育長及び教育委員活動報告につきましては、事務局から一括して報告をお願いします。

副参事(子ども教育経営担当)

1月19日でございますが、平成28年度、平成29年度中野区教育委員会学校教育向上事業研究指定校研究発表会が緑野中学校、緑野小学校、北原小学校において開催され、小林委員、田中委員が緑野小学校の発表会に参加されました。

以上でございます。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、各委員から補足、その他活動報告等がございましたら、お願いいたします。

田中委員

今、報告のあった研究発表会に参加してきました。非常に刺激的な研修会で、本当にたくさん報告したいことがあるのですけれども、趣旨としては、ICTを利用して主体的に学んで考える授業を展開するということ。それから、対話して課題を解決するための議論する授業、それともう一つは専門分野のスペシャリストによる授業という3本が柱だったので、例えばそれぞれにICTを非常に活用して、一つは音楽の授業で、生徒たちがICTの音楽を作曲するソフトを使って沖縄の音楽を自分たちで作る。それを同じ時間に沖縄の小学校の音楽の授業でICTでお互いにやりとりして、沖縄の子どもたちは本当はこういうのだよということで、東京で作った音楽を直してあげるとか、そういうのも一つ取組としてありました。

それから、ドローンという飛行機を生徒たちがプログラミングして実際にいろいろな障害物を乗り越えて飛ばすとか、あるいはICTでつないで未来科学博物館の研究者が実験を見せてくれて、それについて随時、生徒たちが質問して回答してくれるとか、非常に様々な取組がありました。

通じて感じたことは、特に今回、ICTでいろいろこういうタブレットを生徒たちが持つようになりましてけれども、ICTというのはあくまでも一つの方法であって、これを活用して子どもたちがどういうふうに学びを深めていくかということが非常に大事なかなと感じました。それが今後の課題なのかなとも捉えました。

それともう一つ、小林委員と杉山室長とそれからもう一方、東京女子体育大学の田中教授という方がシンポジウムをやったのですけれども、非常に中身のあるシンポジウムで、僕が一つ強く感じたのは、これからの授業は一定量の知識を学ぶということではなくて、必要最低限の知識を学んで、その学びをいかにこの後のいろいろな自分たちの生活だとか学びに生かしていけるかという、その部分を身につけていくことが大事だと言っていました。例えば、10年後の今の社会がどんなふうになっているか全く予測のつかない状態の中で、今、これだけの知識が必要だということではなくて、10年たって全く新しい社会になったときに子どもたちがどうやってそれに対応するか、そういう力をつけていくことが大事だということが話されていて、それが非常に印象的でした。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

今の、緑野校区というのですか、その発表会ですけれども、私も参加して、先生方は非常に一生懸命取り組んでいたし、子どもたちも非常に意欲的に学んでいました。例えば、北原小学校も少し離れているのですが、子どもたちがそこへ来て学ぶような、そういう日常的な交流もしているということなのですから、かなり収穫のあるものだったと思うのです。参加者も300人を超えるということで、昔ならいざ知らず、今は学校は非常に忙しくなっている状況の中で、これだけ動員がされる研究会もそうはないと思います。それだけ内容的にも関心が高いということだと思えるのです。そういう意味では、中野区の先生方は非常に一生懸命やったので、大いに評価したいと思いますが、一方で、いろいろ反省点も私はあると思っています。それは、要するにこういういいことをやっても、後に続かないのです。これは特に義務教育の宿命というのですか、全ての学校にあまねく押し進めて、よいものを提供していく。これは当然、大前提で非常に重要なのですけれども、私はパイロットスクール、いわゆる実験校的に行う学校を、ある意味ではもっと特化してどんどんいろいろなジャンルで区内に幾つも特色を持たせてやっていくと、全体的な義務教育の引き上げになっていって、ひいては子どもの幸せにつながっていくのではないかなと思っています。

ですから、正直なところ、私は北原小の子どもたちが日常的に中学校に来て、というのは現実的にいかなものかなと思うわけです。そうしたときに、北原小には北原小の特色があり、そして緑野小は中学校と隣接しているわけですから、その特徴を生かすとか。その違いとか、場合によっては選択と集中みたいな形で、少しそういう方向に私たち教育委員会そのものも、また事務局の考え方も少しかじを切っていく必要があると思うのです。同じようにやろうとしていると、結局、常に遅れていくというか同じようなことしかできない。この後も、スマートフォンのことについていろいろ報告があるのですが、10年前に現時点でこういうスマートフォンの調査というか、スマートフォンの存在自体を誰が予測してきたといたら、全くみんな予測していないわけです。これから10年で確実に、今では予想もできないことが学校現場で大きな課題になっているわけですね。そうしたときに、同じような速度でやっていると、社会の流れには遅れをとって、教育は常に後始末というのでしょうか、そういうものに追われてここ戦後70年来ているのではないかなと、私

は思うのです。もっと教育というのはポリシーを持って、ビジョンを持って、子どもたちのために今、これが必要なのだということを先生たちが創意工夫できるような、そういう仕組みづくりが必要だと思うのです。義務教育として、みんなやっていく。でも、みんなやっていくという時代は、もう当然であって、それはもちろん保証しなければいけない。ただ、プラスアルファの部分でどれだけ中野がしっかりと子どもたちの将来の可能性を切り開いてあげられるかというのは、今、求められていると思いますので、そういう点ではいい素材を提供していただいた、有意義な発表会だったなと思いました。

以上です。

田辺教育長

ほかにご発言等、ございますでしょうか。

よろしいですか。

<事務局報告>

田辺教育長

それでは、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「区立学校の儀式的行事等についての報告」をお願いします。

副参事（学校教育担当）

それでは「区立学校の儀式的行事等について」、ご報告申し上げます。資料をごらんください。

まず、今年度の卒業（修了）式でございます。小学校におきましては、3月22日木曜日、午前10時から、中学校は3月16日金曜日、午前10時から、幼稚園は3月15日木曜日、午前10時から開催する予定でございます。

続きまして、閉校式でございます。第三中学校、第十中学校、いずれも3月23日、第三中学校におきましては午前11時から、第十中学校につきましては午前9時15分から開式の予定でございます。

続きまして、平成30年度の入学（入園）式でございます。小学校につきましては、4月6日金曜日、午前10時30分から、中学校は4月9日月曜日、午前10時から、幼稚園におきましては4月10日火曜日、午前10時からの予定でございます。

続きまして、開校式でございます。中野東中学校の開校式を、5月12日土曜日、午前9時30分から行う予定でございます。なお、開校宣言は4月6日に行います。

最後に、平成30年度に周年行事を迎えます学校でございます。谷戸小学校が90周年。

これが11月17日土曜日。中野本郷小学校、同じく90周年、12月1日土曜日。新井小学校、80周年、12月1日土曜日。桃花小学校、10周年、11月24日土曜日。緑野中学校、10周年、11月17日土曜日。かみさぎ幼稚園、50周年を11月24日土曜日に挙げる予定でございます。

ご報告は以上でございます。

田辺教育長

各委員から、ご質問等の発言がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

続きまして、事務局報告の2番目「平成29年度児童・生徒の携帯電話、スマートフォン、通信機能付き携帯ゲームの利用状況等に関する調査結果について」の報告をお願いします。

指導室長

それでは「平成29年度児童・生徒の携帯電話、スマートフォン、通信機能付き携帯ゲームの利用状況等に関する調査結果について」、ご報告いたします。

調査目的につきましては、実態を把握し、生活指導や指導上の問題の未然防止、早期発見、対応について方策を講じるための資料とするためでございます。本年度、11月に実施をいたしました。

主な質問項目といたしましては、スマートフォン等の所持・使用状況について、安全な使用について、学校ルール等と子どもたちの意識について、でございます。

5番をご覧ください。主な概要についてご説明いたします。特に、*印で示させていただいているものは、本年度、新たに追加した項目でございます。それを中心にご報告いたします。

まず、時間ですが、子どもたち8割以上が大体スマートフォン等を所持しているのですが、小学生では1時間未満、それから中学生では1時間から3時間未満が多い傾向がございます。内容としましては、小学生はゲーム、一方、中学生では情報検索等で使うケースが多くあります。トラブル関連では、知らない人とやりとりするという点については、中学校で若干減少の傾向が見られています。しかしながら、悪口などを書かれたなどの軽微なものも含めて、全体の3%、170人ぐらいの子どもたちが何らかのトラブルを感じている、もしくは経験しているというところです。そのうち、3割は誰にも相談していない、50名程度ですけれどもそういう状況が見てとれています。

一方、SNS学校ルールについては年々向上してきておりまして、また、本年度もこの

調査を機会に周知を図っているところでございます。

子どもたちのトラブルと学校ルールとの関係ですが、傾向としては大まか、学校ルールの周知と子どもたちの意識については、同様の傾向が見られております。しかしながら、ルールを守っていない子どもたちというのは、情報を自分で確認するという項目で少し多く回答がございまして、反対に、迷ったら相談するということについては意識が低いということで、主体的にいろいろなことをやるいい面と、反面、課題になっている部分が出てきているところが見てとれます。

また、トラブルと子どもたちの規範意識との関係については、やはりトラブルに巻き込まれている、もしくはトラブルを感じている子どもたちは、学校ルール等のルールを守る意識が低いという傾向が見られまして、そういうところをまた課題と捉えているところで

す。

続きまして、今後の取組でございしますが、ここに示されている取組を通して進めさせていただこうと考えておりますが、特に(3)については、今、ご報告いたしましたSNSにかかわる内容だけでなく、規範意識とこういう使用との関連、トラブルとの関連というのが明らかになってきていると認識しておりますので、SNSルール等の取組はもちろんですが、全体として規範意識を向上させる取組にどのように取り組んでいくかも重要な項目であると考えています。

また、子どもたち自身は、回答の中では、例えば悪口を書かないとか、個人情報の内容とか、そういう課題については意識が非常に高まってきていて、これまでの取組の一定の成果と認識しておりますが、実際、行動が伴わないような部分もありますので、繰り返しの指導や危機感を持たせることも必要になってくるかと思えます。また、相談することの大切さも踏まえながら、今後、指導を展開していきたいと考えているところで

報告は以上です。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問等発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

一つ、結果の概要のところでもう少し詳しく教えていただきたいのですが、全体の8割以上の生徒がこういったものを所持しているということだったのですが、例えば4年生ではどれぐらいの割合なのでしょう。それで、やはり学年が上がっていくと所持率というのは高くなっていくような傾向なのでしょう。

指導室長

4年生につきましては、携帯ゲームについては81%の子どもたちがスマートフォン等について所持しております。小学校は今回の調査では、小学校4年生から6年生までは、同様に81%でございました。

しかしながら、中学生になりますと、88%、90%、87%とポイントが上がっている。ただ、中3生は少しほかの学年に比べると、学年の特色もあろうかと思いますが中学校でも少ないと。小学校では8割、中学校では9割前後ぐらいの傾向があります。

田中委員

これは前回の調査と比べると、やはり所持率というのは上がっていったのでしょうか。

指導室長

所持率自体は、先ほど申し上げたとおり、学年の特色がありますので、同様の傾向かと思われま。というのは、昨年度、小学校4年生は79%、この子どもたちが5年生に上がって81%です。小学校5年生では、81%で同様に81%ですので、小学校4年生以降、一度持った子どもたちは引き続き持つ、そうでない子どもたちは中学校に上がるまでは多分、ご家庭の方針などで持たないということで、8割・2割ぐらいで家庭の対応が分かれているのではないかと考えられます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

伊藤委員

こういう調査はすごく大事だと思うのですがけれども、お話にもあったように、規範というルールを守ることが少しずつ上がっているというお話があったと思うのです。実際、学校現場をよく回りますけれども、壁とかに自分たちのSNSルールというのを各校でつくっていて、各学校で自分たちのつくったルールだから守ろうねという取組を、生徒会を中心にとっても活発にしていると思いますので、そういったことの成果なのかなと思いますので、今後ともどういうことで上がっていくとか、多少の学校差とかいろいろなことが見えてくるのかなと思いますので、よく守られているところの取組ですとか、ただの数値がこうでしたと終わらないような結果の生かし方というのを考えていただけるといいかなと思っています。

それと、もう一つ気付くのは、ほとんど守っていないという回答した児童・生徒の中で、

例えば小学校4・5年生というのは個人情報を書けないという回答率が非常に低かったりして、もしかすると中学校はもうSNSというのが非常に身近だし、トラブルぎりぎりみたいな経験も多いし、自分たちでちゃんとやっていると怖いねという感覚があるけれども、小学校4・5年生だとゲーム中心ということもあって、まだよく意味もわかっていないとか、いろいろなことがあるのかなと思いますので、発達段階に合わせた取組とか少し早めの取組ということも、今後、情報教育全体の中で考えていくべきことなのかなと感じました。

あともう一つは、これはいわゆるクロス集計だと思うのです。群分けをして、大体守っている、少し守っている、守っていないに分けて、各学年でのパーセンテージを出していただいているのですけれども、更にこれを見やすい形にしてみるとか、全数調査なので有意な差も何もないのですけれども、相関とか回帰とか、掛けられる部分もあると思いますので、今、それこそ情報化社会で一流の学会誌に載せることができるような一般に認められているような統計ソフトもフリーで使えるとか、いろいろなことがありますので、これは本当に貴重なデータだと思うので、もう少しここからわかる事実を絞り出すではないですけれども、ぜひそういったこともしていただけたらと思いますし、教育委員会の方々だけですとそういったことに専門知識ということで難しいということがあれば、今後の課題としてはそういう統計分析に関しても予算を計上しておいて、調査をするのだったらその分析までやっていこうとか、何か設計の段階でも考えていただけるとよりいいのかなと思いました。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

今、ご意見がありましたように、非常に貴重な統計だと思います。この先の10年を見据えていろいろと検討を重ねているわけですが、本当に10年後はどうなっているのか、それはわからないですけれども、恐らくノートを持っていたり教科書を持っていたりとか、そういった学校はなくなって、今はICTの教育として各学校にタブレットを支給していますけれども、個人が全部タブレットを持っていけば支給する必要がなくなって、その端末を利用してやるのが恐らく一番進化していく。それが、皆様方も携帯なりスマートフォンを持っている理由なのだろうと思います。今後はそれが当たり前の世界になると、

ツールというものをどうやって使うかということが一番の問題になるのだろうなど。実際、そういう意味では、今回SNS、要はコミュニケーションの問題は個人的なソーシャルネットワークですから、そこだけの話をしていますけれども、例えば情報を見にいくとわながいっぱいあったり、ゲームをしに行くと、ゲームをしたら課金されてしまうとか。必ずしも悪口とかそれだけではなくて、メールを開けたらウイルスが入るだとか、一個間違えれば極めて危険な社会に飛び込んでいるようなもので、それがスマートフォンの一つの機械の中に集約されて入っていて。そうすると、このルールがというよりも、いつも小林委員がおっしゃっているように、使う方の、人間をしっかりしなければいけない。興味本位で入れればわなにかかる。そういう形とか、いろいろな人を傷つけることもあるかもしれないけれども、こういったものは一旦書いたらもう取り返しがつかないほど広がっていくとか。ですから、こういったことは今回だけではなく、いろいろな若手の先生とかどんどん入れて、伊藤委員が言われたようにこの元のデータというのは非常に大切に、これをデータバンク化しておいていろいろな形に変えて、統計なりいろいろなものを調査しながらどんどんこういったことを続けていかないと、子どもたちを守っていけないのではないかなとすごく危惧しております。

こういったことはとても大変で労力が必要なのですけれども、ぜひ続けてやっていただいて、それでこのデータを、私たちだとサブ解析と言っているのですけれども、一つの解析ではなくて向き方を変えたり、視点を変えてこのデータをどんどん解析していくことによって見えてくることもありますので、こういったものの検討会みたいなものを考えて、先生方の中でこれを利用して、こういう見方はないかという形でこれからの社会に向かい合っていただきたいと感じております。

また、スマートフォンを使用するにあたって、どこが1時間ですかと言われるとちょっと難しいかなと。その辺りも、よく調査をしていただいて、分析していただきたいと思えます。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

この調査の趣旨とか、意義は、各委員の方々がお話しされました。私もそのとおりだと思います。6番に「今後の取組」というのがあって、(1)から(5)までありますけれども、これに関しては従来もこれと同じ形で取り組まれていたのか、また、従来取り組まれての

課題というのでしょうか、お感じになっていることを、もしできたら教えていただきたい
と思います。

指導室長

取組自体は(3)を抜かして、(1)から(4)、(5)についてはこれまでも取り組んできている
ところです。取組を進めながらも、やはりご家庭への啓発というあたりの課題は大きくあ
るかなと思っています。学校でセーフティ教室で情報モラルのことを取り上げたりもして
おりますが、例えば、フィルタリングやパレンタルロックという、事前に安全を確保する
ような内容についてはなかなか改善が見られないというあたりで、そういうところもS N
S家庭ルール、本年度、特に中心に取り組んでいるところですが、まだ結果として十分で
ないので、そういうところを課題にしながら進めてまいりたいと考えているところでござ
います。

小林委員

この内容に関しては、一つ大きなポイントは、指導する側の教員もこういったSNS、
またスマートフォンの操作とか、そういう部分にどこまで理解を深めているか、実践して
いるか、それによって大分指導のトーンが違ってきてしまうと思うのです。それは仕方が
ないことだと思うのです。ですから、こういったせつかくいい調査結果、それから積み上
げてきているもの、それぞれ今後の課題も大事なことばかりなのですが、やはり教員にも
わかりやすい形でとか、それから具体的にこれをやるのだとか、私はある程度、ただこれ
で研修会をやりましょうとか、こういった指導をしましょうではなくて、もう少し具体的
なものが求められると思うのです。

ただ、あまり具体的な細かいマニュアル的なものというのは、そのときによっても実態
に合わない場合もありますし、それから各学校の実態もありますので、一概につくれるも
のではないと思うのですが、私はこの生かし方が今後、非常に大事になってくると思いま
すので、要望なのですけれどもぜひ具体的に何をやりましょうとか、この部分はこうなの
だとか、保護者にはこういう形で啓発をしていくのだとか、保護者会だとか道徳授業、地
区公開講座のときにこうするとか、いろいろな具体的なものをできるだけ各学校に伝えて
いく努力をしていただきたいなというのが要望です。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

田中委員

今の説明で、今後の取組の中で3番目の教育活動全体を通じて規範意識を高めるというのが、今回新たに入ったということで、僕、これはすごく大事なことだと思うので。例えば、3年生とか4年生ぐらいになって初めてスマートフォンや何かを持ったときに、使い方もそうですけれども、それ以前に相手のことを考えると、そういったことが身につけていけば、自然と使い方にも少し心配りができるのではないかと思うので、この辺のところはぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

田辺教育長

ほかにごありますか。よろしいですか。

それでは、そのほかに事務局から報告事項はごありますか。

副参事(子ども教育経営担当)

前回の1月19日の定例会でご協議いただきました、平成30年度の教科書採択の実施についてでございますが、その取り扱いについての議決の時期につきましては、議案の準備が整い次第、ご審議をいただく予定としてございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

田辺教育長

そのほかに、報告事項がなければ、最後に事務局から次回の開催について報告願います。

副参事(子ども教育経営担当)

次回の開催でございますが、2月2日金曜日、10時から当教育委員会室にて予定してございます。

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第3回定例会を閉じます。どうもありがとうございました。

午前11時10分閉会